

草津市寄附型クラウドファンディング 活用指針（案）

目次

1 趣旨	1
2 指針の方向性	2
3 寄附型クラウドファンディングの効果	4
4 寄附型クラウドファンディングの手法	5
5 基本的な考え方	5
6 実施手順	9
7 留意事項	11
様式	13

1 趣旨

令和3年3月に策定した「草津市行政経営改革プラン」（令和3年度～令和6年度）では、経営的な視点をこれまで以上に重視し、限られた経営資源の中で、時代の変化に対応した最適な行政サービスを実現できるよう、「目指す成果」の達成に向けて、「改革に向けた実施計画(アクション・プラン)」を策定し、経営改革を進めることとしており、そのひとつに「新たな財源の確保」を掲げ、取組を進めているところです。

また、令和4年10月に策定予定の「第2期草津市財政規律ガイドライン」（令和5年度～令和14年度）では、各種指標の遵守および目標達成に向けた取組を推進することにより、財政規律の確保を図り、健全な財政運営を維持していくことを目的としており、取組項目に「新たな財源の確保」を掲げ、より一層の歳入確保に向け、本市に適した新たな財源確保の実現に取り組もうとしています。

本指針は、近年、他の自治体でも積極的に取組を進めている寄附型クラウドファンディングについて、本市においても積極的に活用し、特定の事業の実施に係る有効な財源確保の一つの手段として、基本的な考え方や、運用方法、実施手順等を取りまとめたものです。

【草津市行政経営改革プラン 抜粋】

実施項目	①新たな財源の確保	担当課	経営戦略課
		関係課	財政課、各課
目指す姿 (R6)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな財源の確保をめざして、他の自治体の先進事例の把握や民間等からの提案を受け付けるなど様々な手法を研究し、知見やネットワークを蓄積しています。 ・財源確保の知見を踏まえ、本市における実現可能性を検証したうえで、戦略的かつ効率的な確保策を導入しています。 ・プロジェクトチーム方式の活用等により、職員の財源確保に対する意識が向上し、全庁的に新たな財源の確保が行われています。 		
実施内容	<p>プロジェクトチーム方式の活用や他市町、民間等での事例を参考に、クラウドファンディングの活用など、新たな財源確保について調査・研究を行います。本市における実現可能性を検証し、検証結果に基づき、新たな財源を確保します。</p> <p>全庁的な財源確保への取組を進めていくため、各所属が作成する啓発物（パンフレット、冊子等）については、企業広告等を活用した作成を検討するとともに、公共施設でのネーミングライツの実施、デジタルサイネージの設置を検討します。</p>		
目標指標 (R3～R6)	新たな財源確保数	現状	—
		目標	3件

【第2期草津市財政規律ガイドライン（財政運営指針）抜粋】 ※令和4年10月策定予定

⑨新たな財源の確保 【新規】

国庫支出金をはじめとする依存財源の確保については、事業を計画的に進める上で重要であり、補助金等の満額獲得へ向け、これまでも国県等に要望を行ってきたところで、引き続き、情報収集を行いながら要望活動を行う一方で、国の財政状況からも、これらの依存財源の見通しが不透明であることに加え、「自立」し「自律」した自治体経営を目指すためには、可能な限り自主財源を中心とした財政構造とすることが必要です。

本市では、これまで、ふるさと納税の推進をはじめ、ネーミングライツやクラウドファンディング、市ホームページやデジタルサイネージでの広告収入、未利用財産の積極的な処分など、様々な取組を進めてきましたが、引き続き、先進市の取組事例等を参考に、本市に適した新たな財源確保の実現を検証していきます。また、ネーミングライツやクラウドファンディングについては、取組をはじめて年数が浅く、事例も少ないことから、全庁的な取組に広げるよう、内部のルールを定め、戦略的かつ効率的な財源確保を図ります。

2 指針の方向性

クラウドファンディングとは、「crowd＝群衆、人々」と「funding＝資金調達」を合わせた造語です。一般に「インターネットを介して不特定多数の個人から少額の資金を調達する仕組み」と解釈されます。

クラウドファンディングは、【寄附型】、【購入型】、【貸付型】および【投資型】に大別されますが、本指針では、本市が積極的に推進しているふるさと納税制度が適用される【寄附型】※による取組を定め、市が実施主体として、寄附金を募集し、事業を実施する取組に適用するものとします。

※ 自治体が行うクラウドファンディングは、国が指定する基準を満たすと、個人からの寄附については、ふるさと納税制度と同様の税控除が適用されます。近年、他の自治体においても、「ガバメントクラウドファンディング」や、「クラウドファンディング型ふるさと納税」として活用する事例が増加しており、通常ふるさと納税よりも、寄附金の使い道がより明確化されているのが特徴です。通常ふるさと納税と同様に、返礼品の提供に加え、プロジェクト独自の返礼品を提供することも可能です。

▼参考：クラウドファンディングの種類

種類	内容
【寄附型】	資金提供者が調達者に寄附 ※本指針の場合、市民・市民以外の方(資金提供者)が、市(調達者)に寄附することを指す
【購入型】	民法上の売買契約に基づき、資金提供者が資金調達者に資金提供し、物やサービスを受け取る
【貸付(融資)型】	貸金業法上の契約に基づき、資金提供者が資金調達者に対して融資し、元本・利子の返済を受ける
【投資型】	ファンド形態 資金提供者が資金調達者と匿名組合出資契約などを締結して資金を提供し、分配等を受ける
	株式形態 資金提供者が資金調達者に株式等による出資により資金を提供し、配当等を受ける

※内閣官房「ふるさと投資」の手引きを参考に作成

▼参考：ふるさと納税について

ふるさと納税とは、都道府県・市区町村に対してふるさと納税(寄附)をすると、ふるさと納税(寄附)額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される制度です。

1 寄附金税額控除(個人住民税)となる寄附

- ・都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)
- ・住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金
- ・住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金
- ・都道府県・市区町村が条例で指定する寄附

2 寄附金税額控除(個人住民税)の概要

①〈基本控除額〉

$$(\text{寄附金}(\text{※1}) - 2,000\text{円}) \times 10\%(\text{※2})$$

②〈特例控除額〉(※ふるさと納税にのみ適用され、個人住民税所得割額の2割を限度)

$$(\text{寄附金} - 2,000\text{円}) \times (100\% - 10\%(\text{基本控除額}) - \text{所得税率}(0 \sim 45\%(\text{※3})))$$

※1 総所得金額等の30%を限度

※2 「都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金」の場合は、次の率により算出

- ・都道府県が指定した寄附金は4% ・市区町村が指定した寄附金は6%

※3 復興特別所得税を加算した率とする

3 ふるさと納税に係る指定制度について

返礼品競争の過熱等を背景に、令和元年6月1日から、ふるさと納税に係る指定制度が創設されました。

地方団体への寄附は全てふるさと納税の対象とされていましたが、制度創設以降は、以下の基準に適合した地方団体を総務大臣が指定し、ふるさと納税(特例控除)の対象とするもので、指定を受けない地方団体への寄附金については、ふるさと納税の対象外となります。

- ① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体
- ② (①の地方団体で)返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体
 - ・返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - ・返礼品を地場産品とすること

3 寄附型クラウドファンディングの効果

クラウドファンディングの活用にあたっては、目標金額に達成しない場合、計画していた事業の実施に影響が生じることや、従来手法より労力がかかる可能性があります。一方で、目標金額に達した際の効果は大きく、財源の確保をはじめ、市の魅力発信を通じ、市民協働、観光振興・交流促進、産業振興など多岐の分野において地域の活性化が期待されることや、将来的な行政負担の軽減等、下記の効果が期待できます。

(1) 財源の確保

- ・資金提供者へのお礼に特別感を持たせるなどの工夫により、多くの資金調達が期待でき、事業の幅が広がる可能性があります。
- ・インターネットを活用し、物理的距離に関係なく、資金を提供してもらえる可能性が生まれます。

(2) 市のPR・情報発信

- ・インターネットを活用してプロジェクトを広く社会にアピールできます。
- ・ユニークなプロジェクト、もしくは社会貢献度の高いプロジェクトなどは高い広報効果が期待できます。
- ・プロジェクトに共感いただいた方からSNS等により更なる拡散が期待できます。

(3) 客観的な指標

- ・プロジェクトの注目度や、事業に共感いただける人数等を把握することができます。
- ・多くの支援が得られる場合は、プロジェクトの客観的な指標となります。

(4) 利用者の獲得・新たな協働の取組

- ・プロジェクトの内容にもよりますが、プロジェクトの実施前から利用者の獲得につながる可能性があります。
- ・市民等からの資金調達により、行政負担の軽減につながる新たな協働の取組が期待できます。

4 寄附型クラウドファンディングの手法

寄附型クラウドファンディングには、運営方法、資金の調達方法の面から、次の手法に大別されます。

(1) 運営方法別

手法	内容
【直営型】	自治体が運営するホームページ内に専用のページを立ち上げ、直接寄附金を募集します。
【委託型】	クラウドファンディング事業者に委託し、事業者のホームページにおいて間接的に寄附金を募集します。

(2) 調達方法別

手法	内容
【All In 方式】	寄附金額が目標額に達しない場合でも、資金を受け入れ、事業を実施します。
【All or Nothing 方式】	寄附金額が目標額に達成した場合のみ、事業を実施します。

5 基本的な考え方

(1) 対象事業の要件

クラウドファンディングは、特定のプロジェクトに対しての寄附募集であることから、対象事業は事務事業（事業1）以下の単位とし、原則、下記の全ての項目を満たすものとします。

- ① 対象事業の実施について、市民からの共感を得られるものであること。
- ② 対象事業の実施により、市に対するPR効果が期待できるものであること。
- ③ 事業規模や寄附金の目標額を明確に設定できるものであること。
- ④ 寄附に対し、過剰な対価を必要としないものであること。
- ⑤ 原則、単年度で完了するものであること。

(2) 運営方法

原則、本市の事業を全国規模で広くPRできることや、より多くの人から共感が得られ、歳入確保が期待できる【委託型】で運営するものとします。

なお、運営に当たっては、原則、市広報課において委託契約したふるさと納税制度の運営事業者に委託するものとします。基本事項を契約済みの事業者に委託することより、手続の簡素化や、委託に係る基本料金等を追加で支払うこ

となく（※）、他の自治体における実績が蓄積された集客性の高いウェブサイトへ掲載できることや、広報課による掲載手続の支援、掲載手数料の支払手続の一元化等、募集に係る事務負担の軽減を図ることができます。

なお、例年、本市では複数のふるさと納税制度の運営事業者と契約していることから、事業者の選定に当たっては、広報課と調整の上、寄附募集金額やウェブサイトへの掲載手数料、他の自治体の事例等から、効果が最も高いと判断した事業者に委託します。

※通常寄附同様、掲載費用、支払時に発生する手数料等は発生します。

（３）調達方法

All In 方式または All or Nothing 方式のいずれかを選択するかについては、事業の性質や、他の自治体の事例等から慎重に検討することとします。

なお、All or Nothing 方式では、目標額に到達しなかった場合、寄附金を返還（受入れをキャンセル）することとなり、結果として寄附者の厚意を無にってしまうことに留意する必要があります。

目標寄附額の設定については、一般財源相当額が望ましいものの、入札等による執行残が生じることなどを考慮しつつ、他市の事例等を参考に、事業の実施に必要な金額として妥当な金額とします。

（４）募集活動の強化

①わかりやすい募集ページの作成

- ・ 広報課の支援を受け、対象事業の魅力や、寄附金がどのように活かされるのかなど、事業者のホームページにおいて、わかりやすい募集ページを作成し、十分に周知を行ってください。

※委託事業者との制約上、最大掲載期間の目安は90日以内となります。

- ・ 周知に当たっては、市ホームページおよびクラウドファンディングのウェブサイトだけでなく、広報くさつや市公式SNS、チラシ等を活用してください。
- ・ 事業実施中は進捗状況、事業実施後は実績報告を掲載してください。

②寄附者へのフォローアップ

- ・ 寄附者には、委託事業者のウェブサイト等により実績報告を行ってください。
- ・ 事業の趣旨を十分に踏まえた上で、必要な場合のみ返礼品を提供可能とします。返礼品を提供する場合は、プロジェクトの内容に沿ったもの（イベント開催経費の場合は、イベントに係る招待券等）が好ましいと考えられますが、地域振興および市内経済活性化の観点から、ふるさと納税制度の運営に係る返礼

品を提供することも可能（※制度上、草津市内の寄附者には提供不可）とします。

（５） 予算上の取扱い

① 予算要求【歳出】

- ・ 予算要求に当たっては、様式「クラウドファンディング活用調書」により、経営戦略課および広報課と協議し、対象事業の要件や、調達方法等について事前に整理することとします。
- ・ 協議が整った後に、執行原課において、対象とする事業費を要求します。
※返礼品等、寄附者に送付したいものがある場合は、広報課と協議の上、対応するものとします。
- ・ クラウドファンディングに係る経費（クラウドファンディング事業者への委託料、支払時に発生する手数料、ふるさと納税制度の運営に係る返礼品、送付費用等）については、広報課において対応します。

② 予算要求【歳入】

- ・ 寄附金については、広報課において要求します。

③ 予算審査・事業の実施決定

- ・ 寄附金で実施する事業であっても、通常の予算要求と同様、予算審査を経て、実施を決定します。
- ・ 予算の執行に当たって、All In 方式では、寄附金額が目標額を下回った場合でも事業を実施するため、事業の趣旨や性質等を踏まえ、執行時の取扱いについて、予算編成時に関係課（経営戦略課、広報課および財政課）と十分調整することとします。
- ・ やむを得ず、事業の中止が想定される場合、受け付けた寄附金について、関連する事業への活用（充当）やキャンセルなど、中止時の対応を関係課（経営戦略課、広報課および財政課）と事前に調整を行うこととします。

④ 予算執行

- ・ 原則、募集期間が終了した後、寄附金額の状況を踏まえ、事業の執行手続に移行します。
- ・ 事業の終了後、必要に応じて、関係課（経営戦略課、広報課および財政課）と調整し、補正予算により財源更正を行います。

- ・ All or Nothing 方式で行う事業について、目標額を達成しなかった場合は、関係課（経営戦略課、広報課および財政課）と調整し、補正予算により、歳出予算とともに減額補正を行います。

⑤寄附金の取扱い

- ・ いただいた寄附金については、草津市ふるさと寄附条例における「ふるさと寄附金」に該当することとなります。通常、寄附金の管理については、ふるさと寄附条例第4条第1項の規定に基づき、草津市ふるさと創生基金に積み立て、翌年度以降、（寄附者が希望する施策のうち）市が選定した事業のために取り崩し、充当する手続きを行っています。一方で、本指針における寄附金については、寄附金を受け入れる年度と、充当する事業の実施年度が同一年度であり、単年度で完了する寄附者が指定した特定の事業に充当するという性質を踏まえ、草津市ふるさと寄附条例第4条第2項の「特に必要があると認めるとき」に該当するものとして、基金に積み立てることなく、当該事業の財源とすることとします。ただし、債務負担行為を設定し、予算を執行する年度と、寄附金を受け入れる年度が異なる場合や、事業費以上に寄附金が集まり、他の同一の趣旨の事業に充当する経費がないなどといった場合は、必要に応じて、基金に積み立てることとします。

▼草津市ふるさと寄附条例（抜粋）

（ふるさと寄附金の管理）

第4条 ふるさと寄附金は、草津市ふるさと創生基金条例（平成元年草津市条例第2号）で定める草津市ふるさと創生基金（以下この条において「基金」という。）に積み立てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、ふるさと寄附金を基金に積み立てることなく、第2条各号の事業の財源とすることができる。

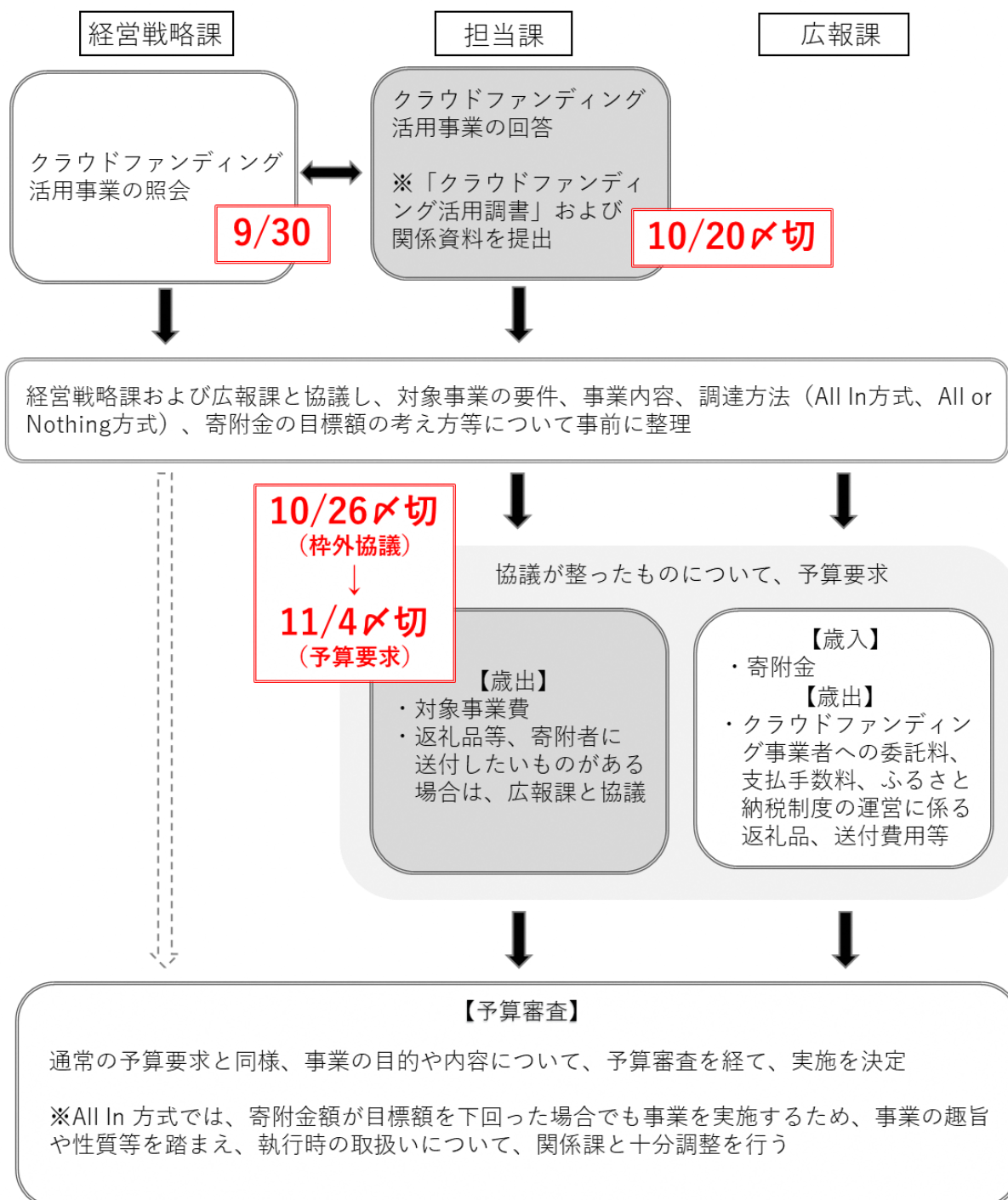
⑥その他

- ・ 上記①～⑤は、主に当初予算における手続を想定しており、年度の途中、補正予算により寄附金を対象とする事業を行うこととなった場合は、別途、関係課（経営戦略課、広報課および財政課）と調整を行います。

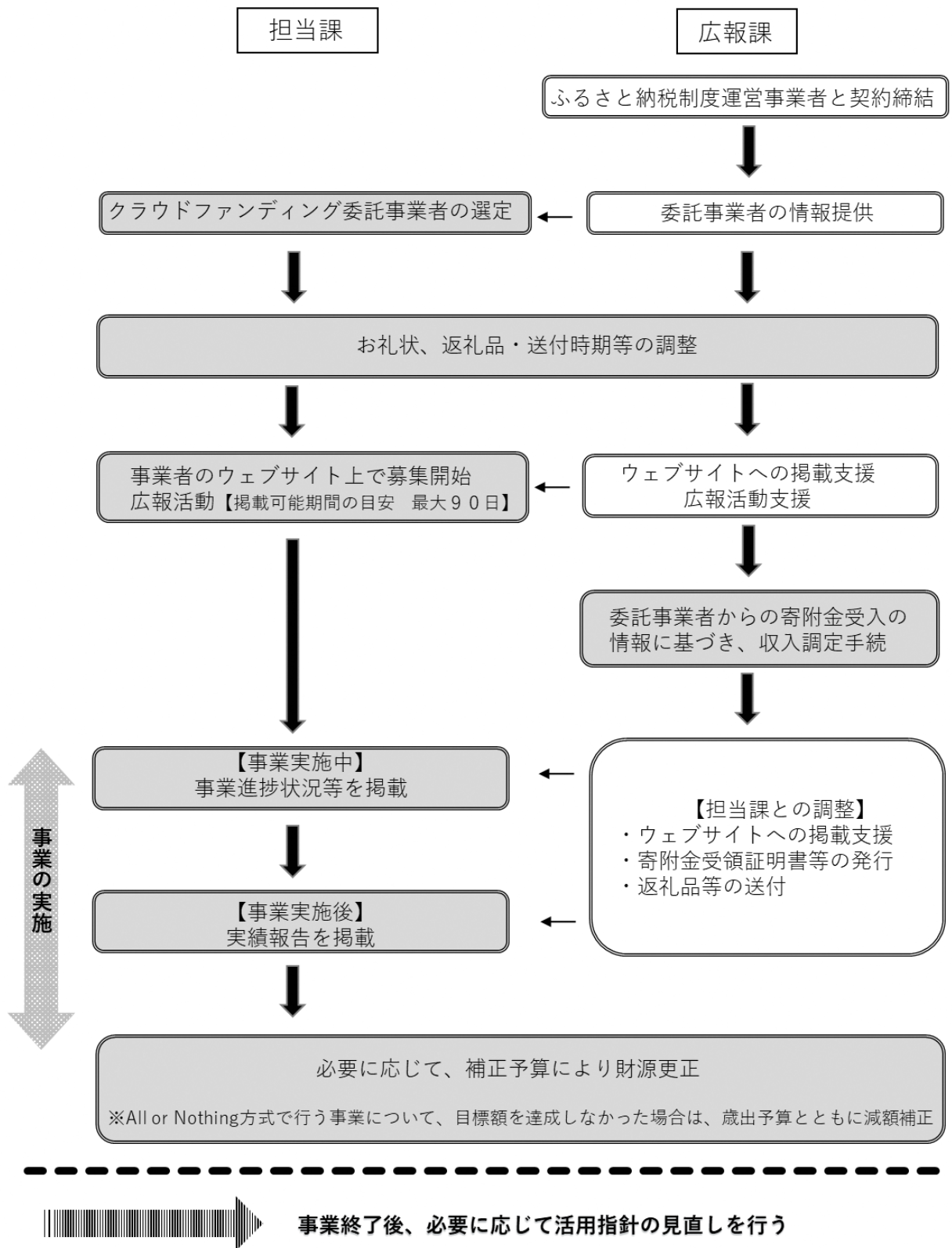
6 実施手順

前年度

赤字部分：令和5年度当初予算編成



事業実施年度



7 留意事項

(1) 割当的寄附金等の禁止

地方財政法第4条の5の趣旨を踏まえ、寄附の募集活動については、市の事業の趣旨を理解し、賛同いただけるよう留意する必要があります。

【地方財政法(抜粋)】

(割当的寄附金等の禁止)

第四条の五 国(国の地方行政機関及び裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二条に規定する下級裁判所を含む。)は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であると問わず、寄附金(これに相当する物品等を含む。)を割り当てて強制的に徴収(これに相当する行為を含む。)するようなことをしてはならない。

(2) 市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費

地方財政法第27条の4に基づき、地方財政法施行令で掲げる「職員の給与に要する経費」と「小学校、中学校及び義務教育学校の建物の維持及び修繕に要する経費」については、対象事業としないよう、留意する必要があります。

【地方財政法(抜粋)】

(市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費)

第二十七条の四 市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であると問わず、その負担を転嫁してはならない。

【地方財政法施行令(抜粋)】

(市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費)

第五十二条 法第二十七条の四に規定する経費で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 市町村の職員の給与に要する経費
- 二 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の建物の維持及び修繕に要する経費

(3) ふるさと納税に係る返礼品

ふるさと納税制度における返礼品提供については、地方税法第37条の2第2項、第314条の7第2項および総務省告示第179号の内容を踏まえ、適切に取扱いを行う必要があります。

【地方税法第37条の2第2項(抜粋)】

(寄附金税額控除)

一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

【地方税法第314条の7第2項(抜粋)】

一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

【総務省告示第179号】

【地場産品類型】(抜粋)

1 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。

2 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

3 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

以下、4～8 省略

(3) その他

- ・本指針は、草津市総合政策部経営戦略課（行政経営係）が所管します。
- ・本指針は、クラウドファンディングの運用状況およびその他の状況等に応じ、適宜、見直しを実施します。

9 適用時期

本指針は、令和4年 月 日から施行します。

(様式)

クラウドファンディング活用調書

所属名

事業の区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡大					(単位:千円)
事業1			事業2				
項目名							
調達手法	<input type="checkbox"/> All In 方式		<input type="checkbox"/> All or Nothing 方式				
当初見積額	左の財源内訳					※寄附金の要求は広報課で対応	
	国庫支出金	県支出金	市債	寄附金※	その他	一般財源	
0						0	
目的・効果・事業内容							
計画・スケジュール等							
事業費の積算内訳	※参考として職員費も別途積算し、記入のこと						
特定財源の積算内訳(寄附金を除く)							
寄附金の目標額等の考え方	※他市事例や、目標額の根拠、事業費を上回った場合の寄附金の取扱い(同一趣旨の事業への充当や基金への積立等)について記入のこと						
その他(フローチャート、位置図、参考データ、他市の状況等)							